

(電子メール施行)
教体第1084号
令和2年4月13日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請を踏まえた
県立学校における取扱いについて

緊急事態宣言を受けた臨時休業中の対応について、令和2年4月10日付け教体第1069号で連絡したところですが、このたび新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、民間事業者も含めた休業要請を行うことを踏まえて、当面の間、下記のとおり対応願います。

記

1 登校可能日

令和2年4月7日付け教体第1044号で設定できるとした登校可能日について、5月6日まで全ての県立学校において設定しない。

2 部活動

2週間ごとに発生状況を踏まえ検討することとしていたが、5月6日まで実施しない。

3 学習支援について

学習に著しく遅れが生じることがないように、教科ごとに家庭学習を適切に課すとともに、家庭における学習機会を保障するため、ICTの活用も含めた対策を強化すること。

【例】

- ・教科書・問題集やプリント等を用いた添削指導の実施
- ・ホームページに教科書の内容をまとめた学習課題の掲載
- ・オンライン上での課題の配布と提出、生徒の質問への回答
- ・NHK高校講座や無償講座提供会社の講座を活用したオンライン教材の活用

4 児童・生徒の心理的支援

児童・生徒の心のケアに留意し、臨時休業期間中においても相談できる旨を児童生徒にも周知すること。

5 教職員の健康管理等について

教職員の健康管理には十分に留意するとともに、自粛を求められている場所への立ち入りをしないよう指導すること。新たに着任した教職員のケアにも十分に留意すること。

6 その他

学校以外の公園での運動等を除く、不要不急の外出を自粛するよう児童生徒等に指導願います。